



目次		ページ
告示		
○平成25年度准看護師試験の実施	(医療政策・ 医師確保課)	1
◎告示(民生委員の定数の定め及び告示 の廃止)の一部改正	(地域福祉政 策課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進及び永住帰国後の自立の 支援に関する法律による介護機関の指 定	(福祉指導課)	1
○公共測量の実施の通知	(用地対策課)	1
○道路の区域変更	(道 路 課)	2
公告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
落札公告		
○落札者等の公告	(危機管理・ 防災課)	2

-----  
告 示  
-----

高知県告示第655号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第18条の規定により、平成25年度准看護師試験を次のとおり行う。

平成25年11月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成26年2月14日(金)午後1時30分から

(2) 場所

高知市朝倉己825-5 高知県看護協会

2 受験願書の提出期間

平成26年1月7日(火)から同月14日(火)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。

なお、郵送による場合は、平成26年1月14日付けの消印のあ

るものまで受け付ける。

3 受験願書及び添付書類

受験者は、次に掲げる書類等を高知県健康政策部医療政策・医師確保課に直接又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

- (1) 受験願書(県所定の様式によること。)
- (2) 履歴書(県所定の様式によること。)
- (3) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には、撮影年月日及び氏名を記載すること。)
- (4) 修業(見込み)証明書又は卒業(見込み)証明書  
修業見込み証明書又は卒業見込み証明書を提出した者は、平成26年3月3日(月)までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。
- (5) 試験手数料 6,900円(受験願書に高知県収入証紙を貼り付けること。)

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者
- (3) 法第21条第1号から第3号まで又は第5号の規定に該当する者
- (4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、法第21条第5号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当であると認めたもの

5 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

6 合格発表

平成26年3月7日(金)午前9時に、合格者の受験番号を高知県庁1階玄関ロビー掲示板に掲示する。

また、高知県健康政策部医療政策・医師確保課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

7 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成25年12月16日(月)までに高知県健康政策部医療政策・医師確保課に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

高知県告示第656号

平成16年11月高知県告示第663号(民生委員の定数の定め及び告示の廃止)の一部を次のように改正し、平成25年12月1日から施行する。

平成25年11月1日

高知県知事 尾崎 正直

表中「78」を「80」に、

「

南国市	128
-----	-----

」を「

南国市	129
-----	-----

」に、「84」を

「87」に、

「

須崎市	74
-----	----

」を「

須崎市	76
-----	----

」に、「71」を

「73」に、「110」を「111」に、

「

香美市	128
-----	-----

」を「

香美市	127
-----	-----

」に、「10」を

「9」に、「18」を「19」に、「103」を「104」に、「53」を

「52」に、「48」を「51」に、「102」を「100」に、「1,714」を「1,725」に改める。

高知県告示第657号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成25年11月1日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成25年9月25日	合同会社ピースライフ 高知県室戸市吉良川町乙2007番地10	デイサービスゆうなぎ 高知県室戸市元甲2307番2 通所介護 介護予防通所介護

高知県告示第658号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成25年10月21日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年11月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成25年10月21日から同年11月15日まで
- 3 作業地域  
四万十市具同及び渡川三丁目

高知県告示第659号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年11月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 321号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市山路字傳右衛門ヤシキ2186番1から 四万十市山路字木戸谷499番1まで	前	7.0	508
		13.6	
四万十市山路字傳右衛門ヤシキ2195番1から 四万十市山路字木戸谷497番1まで	A	7.0	291
		13.6	
四万十市山路字傳右衛門ヤシキ2186番1から 四万十市山路字木戸谷499番1まで	B	10.0	479
		114.1	

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年11月1日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年8月29日 25高都計第225号	南国市前浜字鳥喰 841番1ほか	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート 代表取締役 中山 勇

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成25年11月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
高知県総合防災情報システム更新等（防災マップシステム）委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県危機管理部危機管理・防災課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年9月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社パスコ高知支店 高知市本町五丁目6番39号
- 5 随意契約に係る契約金額  
45,318,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
公募型プロポーザル方式による随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第1号に該当するため